

平成20年3月19日

監察査察室

木村良樹前知事の談合・収賄被告事件の概要並びに県議員の関与状況
及び処分内容について

前和歌山県知事の木村良樹（以下、「木村前知事」という。）らが関与した県発注工事の談合事件と県とのかかわり及び木村前知事の収賄被告事件で賄賂と認定された現金1000万円並びに秘書課で資金管理していた親睦会の「樹の国会（きのくにかい）」、「翔樹会（しょうじゅかい）」、「21会（にいちかい）」の設立経緯から資金使途及び県議員の関与状況を調査して処分内容を検討した結果は下記のとおりである。

12

1 和歌山県における談合の構図

- ① 木村前知事は、平成12年9月に実施された和歌山県知事選挙に立候補して初当選したが、和歌山県では、木村前知事が就任する以前から、県発注の建設工事の入札について、知事公室を中心とする知事の側近の者が、知事の指示を受け、土木部の技監らと連携して、県内の有力業者の受注調整をするなどし、談合が行われていた。

県が発注調整をする工事は、大手ゼネコンが参加する大規模な工事で、知事の命を受けた県幹部職員は、土木業界の取りまとめ役であった大林組の日沖九功に対し、県内の有力業者を指名して推薦していた。

県庁の役割は、県内の有力業者を順次着札者とすることにより、業界内の秩序維持をするお目付役であるとともに、業界による公共工事の品質維持の努力が円滑に行われているかどうかの監視役でもあったが、特別の事情がある場合には、知事の意向を受けて、特定の業者を特定の工事の受注業者に推す旨の意向を示す（いわゆる「天の声」を出す。）などして談合に関与していた。

- ② 木村前知事は、和歌山県知事に就任後、大阪府総務部長時代からの知り合いであった会社役員の前山義一らから話を聞くなどして、和歌山県における談合の実態を知り、これまでの知事と同様に知事の側近の者を窓口として、建設業界の受注調整（談合）に関与し、公共工事の受注を既に建設業界の支持を取り付ける必要があると考えた。

そこで、木村前知事は、先の知事選挙の際に種々の支援をしてくれた前山を和歌山県発注の建設工事の受注調整に関与させることにより、同人が選挙基盤の確立に資するよう、建設業者をコントロールしてくれるものと考え、大手ゼネコンと県内業者が共同企業体（JV）を組んで受注する大規模な公共工事の受注調整については、前山の意向を汲んで対応する便宜を図ることとし、県側の窓口として、これまで公共工事の発注業務に携わってきた水谷聡明を副議長に任命し、同人に対し、前山の意見を聞きながら和歌山県発注の工事の受注調整を行うなどの指示をし、新しい談合システムを構築して関与することとなった。

- ③ 和歌山県においては、受注金額が5億円以上の大規模土木工事においては、大手ゼネコンないし準大手ゼネコン（以下「ゼネコン」という。）と地元業者との共同企業体（以下「JV」という。）が発注することとされており、また、入札方式は、指名競争入札とされていた。

水谷審議監は、JV案件については、工事の公募が開始されたころ、土木工事の業界の仕切り役をしていた株式会社大林組の日沖と協議し、受注予定のJVの構成などを決定していた。

JVのスポンサーとサブ、それにダミーで参加するJVの構成については、日沖が決定し、3番手の業者については、水谷審議監において、県下の業者を決定していた。

入札価格は、受注予定JVのスポンサーとなったゼネコン等が決定し、その連絡については、サブとなったゼネコン又は同社の担当者から依頼された者が受注予定JVの入札価格を超える価格で入札するように連絡していた。

2 木村前知事らが関与した事件の概要

木村前知事は、

- ① 上記1のような背景の中、平成16年10月ころから同年11月10日ころまでの間、水谷審議監、日沖、井山、株式会社大林組の丸岡絃一（a工事につき）、東急建設株式会社の谷本治（b工事につき）、株式会社熊谷組の川山男也（c工事につき）らと共謀し、平成16年11月10日に入札を執行した

a 国道371号線（仮称平瀬トンネル）特殊改良工事

b 国道168号（仮称切畑1号トンネル）道路改築工事

c 紀の川中流流域下水道（那賀処理区）那賀幹線管渠（シールド）工事

の各工事に関し、特定のJVに落札させるとともに、その入札に参加する他のJVが落札予定のJVの入札金額を超える金額で入札する旨の取り決めをするなど、公正な入札を害する目的で談合した。

- ② なお、今回、横察庁の捜査で、公訴が提起されていないが、公判記録を検討した結果、談合があったと認定した工事として

d 国道480号線（仮称梨子ノ木トンネル）道路改築工事

e 町道紀州サン・リゾートライン線（仮称上ノ城トンネル第2工区）道路改良工事

f IT総合センター（仮称）建築工事

の3工事があった。

- ③ 平成16年4月か5月ころ、木村前知事の二期目の県知事選挙が近づく中、地方新聞に木村前知事を批判する内容の報道があり、小佐田昌計知事公室長は、木村前知事の一期目の選挙から熱心に木村前知事を応援し、二期目の選挙を控えた時期も熱心に応援していた県職OBの中西伸雄（元出納長）から「何とかして記事を押さえる。」と言われたが対策を講じることができなかった。

また、木村前知事は、この状況を井山に相談したところ、井山は、地方新聞対策や選挙運動などに使うための資金を用立ててやろうと考え、同年6月上旬ころ、知事公室長室を訪れ、小佐田知事公室長、水谷審議監を介して木村前知事に現金1000万円を供与した。

現金1000万円は、木村前知事から和歌山県発注の工事の受注業者決定等に関与できるよう職務上有利かつ便宜な取り扱いを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の有利かつ便宜な取り扱いを受けたいとの趣旨であった。

3 現金1000万円の使途

- ① 上記のとおり、小佐田知事公室長は、6月上旬ころ、井山から現金1000万円を受け取って保管していたが、その7日から10日くらい後に、地方新聞の記事を押さえるため中西伸雄に対し200万円を渡した。

また、小佐田知事公室長もマスコミ関係に協賛金等として合計約103万円を支払い、マスコミ各社との情報交換をした際の飲食代として、合計約12万円の支払いをした。

その他、小佐田知事公室長は、選挙期間中に、木村前知事の随行をした若者の慰労会を開催するなどし、平成16年8月末ころには、手持ちの資金は約670万円となっていた。

そこで、小佐田知事公室長は、今後は選挙を応援してくれた人たちとの親睦会が数回ある程度で、これ以上、自分が資金を管理する必要がないと判断し、宇野秘書課長に現金500万円、水谷審議監にも現金100万円を渡し、残りの約70万円を手持ちの資金とした。

宇野秘書課長が受領した500万円は、知事が出席する懇親会の費用や冠婚葬祭儀式的際に持参する香典など準公務的な費用の他、知事公舎の使用料やその光熱水費、家族旅行代などの純粋にプライベートな支出に充てるため、秘書課長が管理していた資金（以下「私費」という。）で、木村前知事のために保管していた資金であった。

水谷審議監が受領した100万円は、同人の言によると、個人のお金とは区別して保管し、木村前知事の代理として出席した県人会の会費や慶弔交際費、各種会合での会費等の支払いに充て、平成18年夏ころまでに費消している。

小佐田知事公室長が保管していた約70万円についても、同人の言によると、個人のお金とは区別して保管し、その後、木村前知事の代理で出席した宴会の祝儀や慶弔交際費及び親睦会の会費等の支払いに充て、平成17年夏ころまでに費消している。

- ② なお、水谷審議監、宇野秘書課長及び井山の供述によると、上記現金1000万円以外にも、平成13年に約300万円、同14年に約200万円、同15年に約300万円の現金が井山から水谷審議監に渡され、それぞれ秘書課長が管理していた「私費」に充当された。

4 「樹の国会」、「翔樹会」及び「21会」の設立経緯等について

- ① 和歌山県では、知事の交際費に関しては、「知事等の交際費執行基準」があるが、同基準に該当しない交際費、知事公舎の使用料や光熱水費、知事の私的な旅行代金などの支払い資金に充てるため、木村前知事以前から知事の親睦会を作り、秘書課長において、その会費の余剰金を「私費」として管理し、知事の私的な費用に充てていたものである。

その支払いの中には、祝賀会の会費や供花など公的な資金で支払いが可能なものもあったが、情報開示を求められた時のことを考え、「私費」での処理を行っていた。

和歌山県では、平成9年4月ころ、不適正支出（いわゆる裏金）が社会問題となり、同年9月に職員互助会から約14億円の借り入れをして県に一括返済をしたことがあった。

秘書課においても、それ以前は、知事の私的な支払い費用を何らかの操作で公金より入手した裏金で処理することができたが、その手だてもなくなり、知事の親睦会である「21会」を設立して、会員から会費を徴収し、余剰金を知事の私的な支払い費用に充てるようになったものである。

- ② 「樹の国会」は、西口元知事時代にあった「紀の国会」を改名した会員約10

名で構成された木村前知事の親睦会であるが、平成15年7月ごろに預金口座を解約して解散しているため、資料等も残っておらず詳細は不明である。

- ③ 「翔樹会」は、平成12年12月ごろ、木村前知事が秘書課長らに対し、「県内に知り合いがないので、知り合いを紹介して欲しい。」などと言われ、当時、秘書課の副課長が、県内有力企業の苦手オーナーに働きかけて、会員9名で発足した木村前知事を囲む親睦会で、同13年3月からは11名の会員で構成され、年2回の懇親会やゴルフコンペを実施していた。

会費は、月3万円で、年に2回開催する懇親会やゴルフコンペを企画することとし、秘書課の職員が預金口座で管理していた。

その後の平成16年ごろ、当時の秘書課長であった宇野が「翔樹会」の資金を「私費」の一部に充てている。

宇野秘書課長は、平成17年4月、審議監に昇進したが、「翔樹会」の預金通帳は、引き続いて管理していた。

同会の領収証等は保管されておらず、金銭出納帳も作成していなかった。

- ④ 「21会」の前身は、西口元知事時代に県内の有力企業のオーナー12名で構成された私的な親睦会で、会員から月10万円の会費を徴収して、年2回行う懇親会等の費用を支払い、余剰金については、知事の「私費」に充てられていた。

同会は、西口元知事が退職後、会費の徴収をしていなかったが、平成13年4月ごろ、宇野秘書課長が管理していた資金が少なくなってきたことから、小佐田知事公室長が大平出納長に依頼して、「21会」を再開することになった。

ただし、木村前知事の意見で会費は月に3万円とし、親睦会の費用以外の余剰金を木村前知事の「私費」に充てるようにした。

会費の余剰金は、秘書課長が現金で保管していた。

5 各親睦会の資金及び残余金の処分について

- ① 上記のとおり、「樹の国会」、「翔樹会」及び「21会」については、各年度の収入金額は特定できるものの、支出については、その資金の一部をいわゆる「私費」と称して木村前知事の私的費用の支払いに充ており、領収証は保管されておらず、金銭出納帳も作成されていないため、支出金額の特定は困難である。

なお、管理栄典班長が管理していた「私費」については、平成17年度、18年度分の支払い明細が残存していたが、それ以前の支払先等を解明することは困難である。

- ② 「樹の国会」は、宇野秘書課長が管理していたが、同人の供述によると、平成13年4月に15万円、同年5月に10万円を「私費」に組み入れ、さらに同年度中に、2回の懇親会を開いて合計約200万円を集めたが、懇親会の費用約40万円を支払い、残りの約160万円を「私費」に組み入れている。

その後、平成15年7月に、「樹の国会」を解散するに当たり、口座を解約し、残高金額に当たる約110万円を「私費」に充当している。

- ③ 「翔樹会」は、平成12年12月に会員9名で発足しているが、同13年3月から会員数は11名となり、毎月3万円の会費を集めていた。

同会の資金管理は、平成13年4月から、宇野秘書課長（後に審議監）が行っていたが、同人の供述によると、集めた会費は、年間約396万円に及び、年2回の懇親会と随時ゴルフコンペを実施しても、なお多額の余剰金があった。

翔樹会の資金からまとまった資金を「私費」に移したのは、平成16年に300

万円と18年5月の100万円である。

なお、検察庁から還付された同会の預金通帳には、約661万円の残金があったが、同会の代表者に返還済みである。

- ④ 「21会」は、平成13年4月ごろ再開し、会員12名から月3万円の会費を徴収し、年2回の懇親会を開催していた。

同会の資金管理は、平成17年3月までは宇野秘書課長が行い、同年4月に異動があり、その後は、後任の秘書課長である矢野哲男が管理をしていた。

同会では、年に2回の懇親会と随時のゴルフコンペを企画していた。

懇親会の時、会員から半年分の会費(18万円)を徴収すると合計216万円となり、懇親会費の40万円くらいを支払った後の約176万円以上が余剰金となっており、秘書課長が「私費」として現金で保管していた。

「21会」の資金は、年間約352万円となり、そのほとんどが「私費」に充てられていたことになるが、平成18年8月ごろまでに「私費」に流用された資金を概算すると約1892万円以上と推定される。

なお、今回の事件後、矢野秘書課長が保管していた「私費」の現金約189万円については、同会の代表者に返還し、同会代表者から日本赤十字社和歌山県支部に寄付されている。

以上のとおり、「樹の国会」、「翔樹会」及び「21会」から「私費」に流用された資金は、併せて約2,500万円以上の金額になると推定される。

- ⑤ 秘書課では、

ア 知事公舎の使用料、電気代、水道代

イ 知事が出張する場合の旅費の管理

ウ 知事が出席する懇親会の費用

エ 慶弔費

などの支払い管理を管理栄典班長が担当していた。

これらの一部は、本来適正と認められる場合は、公費から支出を行い、その他のものは、木村前知事の私的支出とすべきものであるが、公費支出以外のものについては、上記「私費」から支払われていた。

領収証等の証憑は残存しないが、上記費用として、年間200～300万円くらいの支払いをしている。

その他、秘書課長において、木村前知事のために「私費」から支払った先としては、

ア 木村前知事が外国出張をした際、知人、夫人の旅行代金

イ 家族での国内旅行代金

ウ 地方新聞の記事を押さえるための協賛金など

エ 木村前知事の歳暮や寄付金

オ 私的・公的な懇親会の費用

カ パーティ券の購入

キ 自家用車の車検代金

ク 政務関係の随行秘書や運転手に対する超過勤務手当の相当額

などの支払いがあったが、金銭出納帳はなく、領収証も一部しか残存しないため、詳細な金額は不明である。

- 6 現金1000万円及び「私費」に対する県議員の関与状況について

- ① 小佐田元知事公室長・副知事は、平成12年10月から同16年10月までの間、知事公室長を、その後、同18年12月までの間、副知事をしていた。

平成13年4月ごろ、宇野秘書課長から、「西口知事の時、21会という親睦会があって、会員から月10万円の会費をもらい、知事の私費に充てていた。このま
までは、手持ちの私費が不足する見通しである。」との相談を受けたことから、大
平出納長に依頼して、「21会」を再開することにした。

平成16年4月から5月ごろ、地方新聞に木村前知事を批判する内容の報道があり、
木村前知事や県職員の中西から何にかして記事を押さえろと言われたが、お金も
支払わないで押さえられるとは思わなかったので、その旨木村前知事の報告してい
た。

それを聞いた木村前知事が井山に批判記事のことを相談したところ、井山がその
方策を考えてくれることになった。

同年6月上旬ごろ、小佐田（当時知事公室長）は井山から「知事公室長室にいる
ように。」との電話を受け、待っていたところ、井山が来て、木村前知事のための
資金として現金1000万円を渡したので、水谷審議監も同席して受領した。

小佐田知事公室長は、井山から現金1000万円を受領したことを木村前知事に
報告し、知事公室長室に保管していたが、その7日から10日くらい後に、地方新
聞の記事を押さえるための資金として、現金200万円を中西に渡した。

その後の同年6月ごろ、木村前知事の批判記事を書いていた2社に各10万円を
支払い、7月ごろには、地方紙に協賛金として83万円を支払った。

また、マスコミとの情報交換の場（4回分）の飲食代金などとして合計約22万
円を支払った。

平成16年8月末ごろになると、現金残金が約670万円になっていた。

そこで、500万円を宇野秘書課長が管理していた「私費」として渡し、100
万円を水谷審議監に渡し、約70万円を手持ち資金とした。

手持ち資金の約70万円は、小佐田の言によれば、上記5に記載したとおり、木
村前知事のため、平成17年夏ごろまでに全額を使っている。

② 水谷聡明元審議監・出納長は、平成12年10月から同16年10月まで審議監、
その後、同18年11月までの間は出納長をしていた。

同人は、平成12年10月、木村前知事から審議監に任せられ、建設業界の談合
の仕切り役をするようになり、その後、井山及び大林組の日沖らとも知り合い、受
注調整を行っていた。

井山からは、平成13年に現金300万円、同14年に現金200万円、同15
年に現金300万円を受領し、それぞれ宇野秘書課長に渡し「私費」とした。

そして、平成16年6月上旬ごろ、知事公室長室において、小佐田知事公室長が
井山から木村前知事のための現金1000万円を受領した場に同席した。

同16年8月末ごろ、小佐田知事公室長から現金100万円を受領したが、水谷
元出納長の言によれば、上記5に記載したとおり、木村前知事のため、平成18年
夏ごろまでに全額を使っている。

③ 大平勝之元知事公室長・出納長は、平成11年8月から同12年10月まで知事
公室長、その後、同16年10月までの間は出納長をしていた。

同人は、平成13年4月ごろ、小佐田知事公室長と宇野秘書課長から依頼され、
「21会」の再開に關与した。

「21会」の会費の余剰資金は、木村前知事のための「私費」に充てられること
は承知しており、木村前知事の了解も得ていた。

④ 知事公室長は、歴代、地方新聞社と対面しており、益壽れ時期になると、各社に
協賛金を支払っていたことから、当時の知事公室長は、地方新聞各社に対し協賛金
として、平成16年12月ごろ69万円を、同17年8月ごろ69万円を、同年1
2月ごろ69万円を、同18年8月ごろ59万円を小佐田副知事から命じられ、秘

書課長から資金を受け取って支払ってゐる。

- ⑤ 宇野朝治元秘書課長・知事公室次長・審議監は、平成13年4月から同16年3月までの間、秘書課長、同16年4月には知事公室次長に就任、同17年4月には、審議監となって知事公室次長を兼務、同18年4月から同19年3月までの間、審議監として勤務、同19年4月から現在まで、財団法人和歌山環境保全公社に専務理事として派遣中である。

同人は、平成13年4月に秘書課長に就任したが、和歌山県では、知事公舎の使用料や電気代などを秘書課長が管理していた「私費」から支払うことが慣例となっており、その資金手当をする必要があったことから、木村前知事や小佐田知事公室長らと相談して、西口前知事の親睦会であった「21会」を再開させるとともに、「21会」と併せて、既に設立されていた「翔樹会」の資金管理をするようになった。

また、「樹の国会」という親睦会もあり、平成13年4月の秘書課長就任直後には、「21会」がまだ再開しておらず、手元に現金がなかったことから、「樹の国会」の口座から、平成13年4月に15万円、同年5月に10万円を「私費」に組み入れ、さらに同年度中に、2回の懇親会を開いて合計約200万円集めたが、懇親会の費用として約40万円を支払い、残りの約160万円を「私費」に組み入れた。

その後、平成15年7月に、「樹の国会」を解散するに当たり、口座を解約し、残高金額約110万円を「私費」に組み入れた。

「21会」と「翔樹会」の会費は、月額3万円として年2回の懇親会を開催していたが、原則として「21会」の余剰金を木村前知事の私的費用に充てるため、「私費」として現金で保管し、資金不足が生じた時は「翔樹会」の資金を充当していた。

なお、宇野は、平成13年には300万円、同14年には200万円、同15年には300万円の現金を水谷審議監を経由して井山から受け取り、「私費」に組み入れていたため、その間は、「翔樹会」の資金を「私費」として組み入れたことはなかった。

宇野は、平成17年4月に審議監に就任し、「21会」は、後任の矢野秘書課長に引き継いだが、「翔樹会」は継続して資金管理をしていた。

- ⑥ 矢野哲男元秘書課長・知事公室次長は、平成17年4月から同18年3月までの間、秘書課長を、同18年4月から知事公室次長に昇任して秘書課長を兼務し、同19年4月から出納局長として勤務している。

同人は、平成17年4月に前任者の宇野秘書課長から「21会」の資金管理及び「私費」の管理の引き継ぎを受けた。

そして、上記宇野同様に木村前知事の私的な費用の支払いのため「私費」を管理していた。

- ⑦ 秘書課元副課長は、平成12年12月ごろ、木村前知事から「県内に知り合いがいないので、知り合いを紹介して欲しい。」などと依頼されたことから、当時の秘書課長と相談して、「翔樹会」の設立に深く関与した。

しかし、当時、「翔樹会」の資金は、預金通帳で管理しており、同会の余剰資金が「私費」に流用されるとは考えていなかった。

- ⑧ 歴代の秘書課管理栄典班長は、前任者からの引き継ぎにより、「私費」の管理を担当していた。各人とも「私費」が公金とは別のもので、当時行っていた「私費」の管理が木村前知事の個人的支出の支払いに向けられるものであることから、公務とは言い難いという認識を持っていたが、引き継ぎ事項であり、上司からの命であることから、早期に異動を願い出た者もいるものの、その仕事に異を唱えることはな

く従事した。

木村前知事が公務以外の政務に関する会合に参加する場合があります、これに随行して超過勤務をした場合、その都度、その手当月額2万円から3万円を運転手とともに秘書課長から現金で受領していた。

同人によると、この現金は、後援会から支払われているものと考えていたとのことである。

7 県職員の職務上の問題点等について

① 談合の関与

県庁において行われてきた談合に県庁職員が関与した件については、それが歴代知事の意向を受けたものである以上、これに逆らうことは県庁における地位を失いかねないものであるとしても、このような行為に関与したことは容認されるものではない。しかしながら、関係者はすべてまさに今回の事件で検察庁の捜査及び訴追を受けており、また、関係者は全て退職しており、本件に関して職員の責任を問うことはできない。

② いわゆる「裏金」又は「私費」の性格

また、本報告書で述べたとおり、木村前知事時代のいわゆる「裏金」や「私費」は、その出所が県の公金とは別のものであり、公金を操作して「裏金」に回したといった問題はない。すなわち、この「裏金」又は「私費」を県庁職員が取り扱ったないしは受領又は費消したということは、元々、私的なものを私的に取り扱ったということで、県民の税金を無駄遣いしたといった問題ではない。

③ 地方公務員法上の問題

しかしながら、地方公務員法第35条では、職員に対し、法律又は条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間中はその職務の遂行のために使用しなければならないと職務に専念する義務を課している。

また、同法32条では、法令及び上司の職務命令に忠実に従う義務を課している。

和歌山県行政組織規則第11条では、秘書課の所掌事務として

- (1) 来賓に関すること。
- (2) 儀式及び表彰に関すること。
- (3) 知事及び副知事の秘書に関すること。

と規定している。

秘書課長、同副課長及び秘書課職員について、木村前知事が関係する親睦会の資金管理をする行為は、所掌事務を逸脱していると言わざるを得ず、地方公務員法に言う職務専念義務違反に該当すると認める。

8 今回の事件の総括とその後の改善状況

今回の一連の事件において、知事以下の犯罪は別として、和歌山県庁の在り方として、何が問題であったかということを経括すると以下のとおりである。

- ① 和歌山県においては、その目的、趣旨は木村前知事より前と木村前知事時代とは異なるものがあるという違いはあるにせよ、県庁の最高幹部が公共調達工事についての談合に関与してきたこと。

② 本来知事の政治活動であるべき「親睦会」活動の事務を県庁職員が行い、これによってもたらされる資金を「私費」として、その管理を県庁職員が行ってきたこと。

③ 県内地方紙に対して、県庁職員が協賛金を支払い、また、知事に不都合な記事を書く地方紙に対して、資金を提供する行為に職員が従事したこと。

これに対して、事件発覚以降、県庁は次のような措置をとることによって、それぞれの再発を完全に防止する体制となっている。

①については、事件以来、完全に排除しているのみならず、抜本的制度改革を行い、平成20年6月から談合を防止しうる完璧な公共調達制度が発足することとなっている。

②については、そのような機能は現在の県庁から完全に排除されている。知事公室の後継である知事室からは、知事の政治活動的行動への関与は完全に排除されており、また、このような行為に関与する面もあったと思われる審議監などの組織も廃止されている。

③については、事件以来、完全に禁止されている。

さらに、県庁においては、平成19年4月から職員が守るべきルールとして「和歌山県職員倫理規則」を定めるとともに、県庁退職者の就職状況については、退職後5年間は県庁に「再就職状況等報告書」の提出を求め、広く公表をする制度を導入し、また、公益通報等を容易にし、不祥事の未然防止等を図るため、監察査察制度を導入し、県庁内の自浄能力を抜本的に高めている。

9 関与職員の評価と職務に関する意見

本来、県知事の公務でなく政治活動と考えられる親睦会の活動に県庁の最高幹部が関与し、知事の私的な費用を支払うための「私費」の管理を、歴代の秘書課長及び管理栄典班長が行ってきたことについては、それら事務は日常業務として脈々と引き継ぎが行われてきた歴史があり、今回の「21会」、「翔樹会」の活動及び資金を「私費」として管理したことについても、その延長線上で行われていたものと言えよう。

こうした事情を考慮したとしても、小佐田元副知事、大平元出納長、水谷元出納長及び宇野元審議監については、もっぱら木村前知事のために、「21会」及び「翔樹会」の会員から多額の会費を徴収し、その余剰金を木村前知事のための私的な費用に充てる目的で、「私費」として管理し、また、部下職員である管理栄典班長らに対し、「私費」の一部を管理させて、知事公舎の使用料や光熱水費等の支払いなど職務外の事務を担当させていたものであって、地方公務員としての職務専念義務に違反し、かつ、管理監督者として、その責任は重いと評価した。

これら職員についても、知事という県庁の人事権を握る者の部下であり、知事の密嘱又は要請のもとにあった当該行為に非難を唱えることが實際上どれだけ可能であったかという疑問は残るものの、これらの者は、能動的にこれら行為に加担している面もあり、また、県庁最高幹部としての責任と責務もあったことを考えることから、その責任を問わざるを得ないと評価した。

従って、宇野朝治については、減給10分の1 1か月の処分が相当である。

秘書課長の上司であった小佐田元副知事、大平元出納長、水谷元出納長については、宇野元審議監とともに「私費」の管理に能動的に関与し、秘書課長らに「私費」を管

理させた責任は極めて重大であるが、既に退職しているため職責を問うことはできない。

矢野元秘書課長についても、前任の宇野元秘書課長から「21会」の資金管理及び「私費」の管理の引き継ぎを受けるという受動的な形ではあるが、「私費」が、公務員が取り扱うべき公費とは異質の資金であることを知りながら、前任者同様、管理栄典班長に「私費」の一部を管理させ、知事公舎の使用料や光熱水費等の支払いなど職務外の事務を担当させていたものであって、県職員として、「私費」の管理を拒否できる状況ではなかったと評価しても、その責任を問わざるを得ないと評価した。

従って、

矢野哲男については、戒告
処分が相当である。

元知事公室長は、歴代の公室長が担当していた地方新聞社との対応の中で、各社に協賛金を渡しており、県庁としてマスコミに協賛金を渡すようなことが公的な行為として不適切ではないかという進言すべきであったという責任を免れないが、「私費」の管理には関与しておらず、上記各人と同様の職責を問うことはできない。また、既に退職していることから職責を問うことはできない。

秘書課副課長は、平成12年当時、木村前知事の親睦会である「翔樹会」を発足するについて、県内の有力業者に働きかけをするなど同会の設立に関与しているが、上司である秘書課長（平成19年3月、退職）とも相談していたことや、会費の一部を「私費」に充足する目的で設立したものではなかったことを考慮しても、木村前知事の選挙活動をバックアップした事実は否定できず、県職員として、担当する職務を逸脱した行為であって、その責任を問わざるを得ないと評価した。

従って、

秘書課副課長については、訓告
処分が相当である。

また、秘書課長の指示で知事の私的な支払いを担当していた歴代の秘書課管理栄典班長であった5名については、「私費」の取り扱いには領収証等も求められておらず、いわゆる裏金であるとの認識はあったものの、知事の後援会の資金ではないかと理解していたこと、また、従前の前任者から引き継ぎを受けた際、自己の判断で拒否することも困難であったと認められることなどを総合して考慮すると、県職員として上司の命に従って事務処理をせざるを得なかった事情も認められ、それぞれ、「注意」処分が相当と評価した。

以 上

記者発表	
担当課室	監察査察室
担当者	中 野
電話(内線)	2133

木村良樹前知事の談合・収賄被告事件の概要並びに県職員の関与状況及び
処分内容について

標記事件に係る判決書、供述調書等を入手の上、精査し、また、これをもとに関係者への事情聴取を行った結果、これに対する職員の関与状況が解明できました。

つきましては、本日、平成20年3月19日付けで、下記のとおり関係した職員の処分を行いました。

記

《懲戒処分 2名》

現所属	職名	氏名	処分内容	処分行為に係る当時の職名
循環型社会推進課	参事	宇野 朝治 (60歳)	減給(1/10 1ヵ月)	平成13年4月～15年3月 秘書課長 平成15年4月～16年3月 参事 兼秘書課長 平成16年4月～17年3月 知事公室次長 兼秘書課長 平成17年4月～18年3月 審議監 兼知事公室次長 平成18年4月～19年3月 審議監
出 納 局	局長	矢野 哲男 (57歳)	戒 告	平成17年4月～18年3月 秘書課長 平成18年4月～19年3月 知事公室次長 兼秘書課長

(注) 宇野朝治は、平成19年4月1日から(財)和歌山環境保全公社に専務理事として派遣中。

《上記以外の処分 訓告1名 注意5名》

現 所 属	職 名	処分内容	処分行為に係る当時の職名
県土整備部 県土整備政策局	局 長	訓 告	平成10年4月～13年3月 秘書課 副課長
知事室 政策審議室	政策審議員	注 意	平成12年4月～13年3月 秘書課 管理栄典班長
農林水産部 農林水産総務課	課長補佐兼班長	同	平成13年4月～15年3月 同
福祉保健部 医務課	課長補佐兼班長	同	平成15年4月～16年3月 同
教育委員会 健康体育課	副 課 長	同	平成16年4月～19年3月 同
那賀振興局 産業総務課	主 査	同	平成12年9月～17年5月 秘書課 随行秘書

《参 考》

贈与と認定された現金 1000万円及び協賛者が資金管理していた親睦会費の流れ

平成13年	300万円
平成14年	200万円
平成15年	300万円
計	800万円

山 平成16年6月 1000万円 (贈与)

1000万円

800万円

水谷善雄監

小佐田知事公室長 (水谷善雄監見解)
 (主谷善雄内配)
 中西伸延 約200万円
 地方新聞対策 約103万円
 マスコミ等関係会 約222万円
 その他 約5万円

現金 約670万円

宇野秘書課長 500万円
 水谷善雄監 100万円
 小佐田知事公室長 約70万円

平成13年	約244万円
平成14年	約352万円
平成15年	約352万円
平成16年	約352万円
平成17年	約352万円
平成18年	約240万円
計	約244万円

親睦会 300万円
 平成16年 100万円
 平成18年 100万円

親の借金 15万円
 平成13年4月 10万円
 同 5月 約160万円
 平成15年7月 約110万円

宇野秘書課長 出稼・借債
 欠け秘書課長 100万円

約1,992万円

宇野秘書課長 400万円

宇野秘書課長 約295万円

※2.1金庫金不足のため

500万円

秘書管理の私費 (約3,287万円) (113~118)

私費の支出等

秘書管理の私費
 本町知事公室が外国出張をした際の旅費代金
 家族での国内旅行代金
 地方新聞発行費への印刷金など
 本町知事公室の経費や寄付金
 私的・公的な懇話会の費用
 パーティ等の購入
 自家用車の車検代金
 旅行経費や健康診断に対する保険料等

秘書管理の私費
 知事公室の印刷費、電気代、水道代
 知事が出張する際の旅費
 知事が出席する懇話会の費用
 等

① 秘書課長が私費として支出した金額は特定
 できない。
 ② 管理栄養士が私費として支出した金額は
 年間約200万円~300万円。